

「宇都宮市自治基本条例を考える会議」第2分科会検討資料

<目次>

2-1 市民の役割・権利・責務	…	1
(1) 市民の分類	…	1
(2) 市民の定義	…	4
(3) 市民の権利	…	6
(4) 市民の責務	…	8
(5) 各種団体の役割等	…	10
ア 地域活動団体	…	10
イ 非営利活動団体	…	13
ウ 企業（事業者）	…	15
エ コミュニティ	…	18
2-2 議会の役割、責務	…	20
(1) 議会の役割	…	20
(2) 議会の責務	…	22
(3) 議員の責務	…	24
2-3 執行機関の役割、責務	…	26
(1) 執行機関の役割	…	26
(2) 執行機関の責務	…	28
(3) 市長の責務	…	30
(4) 職員の責務	…	32
(5) その他	…	34

<凡例>

- … 委員から出された意見
- … 既に本市に存在する制度，又は他自治体で検討された事項（事務局で追加）
- ◎ … 「宇都宮市らしさ」を表現していると考えられるもの
- 斜体 … 既に施行された他の自治体の自治基本条例における一般的な論点・項目を，事務局として追加したもの

※ 「参考：他自治体の自治基本条例の条文」…事務局で追加

2-1 市民の役割・権利・責務

(1) 市民の分類

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

○ 市民協働推進指針，市民協働推進計画

次のとおり分類している。

ア 市民

まちづくりに関心を持ち，社会的・公共的課題を自ら考え行動できる個人

イ 地域団体

一定の地域を基盤として地域に根ざした活動をしている団体

・ 地域まちづくり組織

地域における活動団体により組織された団体

・ 自治会

同一地域に住むことから生じた地縁による団体

ウ NPO（民間非営利組織）

社会的使命の達成を目的に，社会に利益をもたらす活動を展開する団体

エ 事業者

組織や個人が行う生産・営利などの一定の目的を持った集団

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(区における条例の尊重義務)

第四十三条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。

二 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。

三 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。

四 地域活動団体 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。

五 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。

六 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 自治基本条例において、自治を担う主体として、各種団体や企業が含まれることを明確化すべきか。
- ・ 「自然人」という言葉はわかりにくいので、条例の中で使うべきでない。
- ・ 地域活動団体と市民団体等は同じものとして整理できないか。
- ・ 地域社会における各種団体の役割について検討すべき。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

（以下今後の検討のための仮置き定義）

- ・ 自治を担う各主体
「市民等」及び「市」
- ・ 市民等
「市民」、
及び「地域活動団体」「非営利活動団体」「事業者」等の各種団体で自治を担うもの
- ・ 市民
市内に住む人、働く人及び学ぶ人（在住外国人、未成年者含む。）
- ・ 地域活動団体
地域の公共的な課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体（地域まちづくり組織、自治会を含む。）
ア 地域まちづくり組織
市内各地域のまちづくりの中心として、自治会をはじめとした各種地域活動団体により組織された団体
イ 自治会
同一地域に住むことから生じた地縁による団体

- 非営利活動団体
公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、地域活動団体以外の非営利に活動する団体
- 事業者
市内において事業活動を行うもの
- コミュニティ
市民が互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として、自主的に構成される多様な人と人とのつながり

(2) 市民の定義

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 外国人籍の人々の基本的な事項の規定
- 子どもの権利尊重やまちづくり参加への促進

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二 略

三 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。

四～八 略

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 自治基本条例における市民は、広く住民（在住外国人，未成年者含む。），通勤者，通学者等，自治を担い，関係する者としたらどうか。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市民の定義を、「市内に住む人、働く人及び学ぶ人」とすること。
→ 在住外国人，未成年者を含む。
- ・

(3) 市民の権利

《条例に盛り込みたい事項》

- 市民参加の機会が約束されること

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- まちづくりにかかわる権利の保障
- 若者（高校生）への選挙権の付与

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(区民の権利)

第八条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

- 2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(市民の権利)

第8条 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。

- (1) 市政に参画すること。
- (2) 市政に関する情報を知ること。
- 2 市民は、行政サービスを受けることができます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民自治を確立するために必須となる権利を規定することとし、憲法に規定される基本的人権、地方自治法に規定される各種の権利（選挙権、リコール権）等は、「広く市民に理解される、わかりやすい条例」にするため、重複を避け、記載しない方が良いのではないかと。
- ・ 若年層の選挙権については、国民投票法の施行に伴う各種法整備が見込まれるのではないかと。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市民は、公共的活動に参加・参画する権利を有すること。
- ・ 市民は、公共的活動を行うために、これに関する情報を求めることができること。
- ・ 市民は、行政サービスを受けることができること。
- ・

(4) 市民の責務

《条例に盛り込みたい事項》

- 主体的に市政に参加し，自らの言動に対し責任を持つ。

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 役割・責務の明確化
- 家庭や家族の中で話し合いを持つこと。
- まちで生きる際の責任
- 市民の役割の義務付け
- ひとりよがりの考え方を捨てる。
- 現在の生活と未来にとって必要だからこそ，働くことが大切で，人生の幸福のために将来を見据えてしっかり仕事をする。
- 市民意識を高めるためには？

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(区民の責務)

第九条 区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。

2 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(市民の責務)

第9条 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとしします。

2 市民は、市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任するものとしします。

4 略

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民自治を確立するために必須となる責務を規定することとし、憲法に規定される勤労の義務については、「広く市民に理解される、わかりやすい条例」にするため、重複を避け、記載しない。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市民は、自主的・自律的に公共的活動に参加すること。
- ・ 市民は、自らの発言及び行動に責任を持つこと。
- ・ 市民は、行政サービスに伴う負担を分任すること。
- ・

(5) 各種団体の役割等

ア 地域活動団体

《条例に盛り込みたい事項》

- 自治会加入

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 自治会とまちづくり組織の違いの明確化
- 自治会に対する公の認知
- 住民運動と自治をどう分けるのか。
- 地域の役割（市民・団体）
- 地域の問題と改善解決策をどうするのか。
- 地域内での相互扶助，（隣組）関係の構築
- 自治会等地縁組織の活性化
- 近隣たすけあい促進
- 自治会改革（自治会の会議をもりたてる。自分から出かけることが必要）
- 自治会の中で市民間の国際交流
- 地域でできるボランティアは何か。

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 文京区「文の京」自治基本条例）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 地域活動団体 地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。

五～八 略

（地域活動団体の権利）

第十条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

（地域活動団体の責務）

第十一条 地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。

2 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

(※ 大平町自治基本条例)

(地域共同体)

第20条 わたくしたち町民は、自らの生活に身近な地域共同体の役割を認識し、これを守り、育てるよう努めるものとする。

(※ 大和市自治基本条例)

(地域コミュニティ)

第12条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団（以下この条において「地域コミュニティ」という。）が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 地域社会における各種団体の役割について検討すべき。
- ・ 任意団体である自治会加入の強制化は、基本的人権である「結社の自由」を侵害するおそれがあり、条例化は困難
- ※ 憲法第21条の「結社の自由」には、ある団体に加入しない自由が含まれているとされる。
- 自治会の役割を認識し、自治会を守り育てるよう努めることとする。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 地域活動団体の定義を、「地域の公共的な課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体」とすること。
→ 地域まちづくり組織、自治会が含まれる。
- ・ 地域まちづくり組織の定義を、「市内各地域のまちづくりの中心として、自治会をはじめとした各種地域活動団体により組織された団体」とすること。
- ・ 自治会の定義を、「同一地域に住むことから生じた地縁による団体」とすること。
- ・ 市民は、地域活動団体の役割を認識し、これを守り育てるように努めること。
- ・

イ 非営利活動団体

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 役割・責務の明確化
- ボランティア・NPOに対する行政及び企業の理解と協働
- ボランティアの活用
- 行政の安上がり手段としてだけNPOをとらえる誤解をなくす。

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～四 略

五 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。

六～八 略

(非営利活動団体の権利)

第十二条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(非営利活動団体の責務)

第十三条 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。

2 非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 地域社会における各種団体の役割について検討すべき。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 非営利活動団体の定義を、「公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、地域まちづくり組織、地域活動団体以外の非営利に活動する団体」とすること。
- ・

ウ 企業（事業者）

《条例に盛り込みたい事項》

- まちづくり参加義務
- 社会貢献義務，従業員の社会貢献活動の促進
- 環境配慮

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 役割・責任（社会的責任）
- 納税という役割
- 企業は地域に支えられて存続していることを認識すべき
- ワークシェアリングの徹底，従業員がまちづくりに参加しやすい勤務体制の整備
- 地域と従業員の関わり合いを自治体はどう整理するか。

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 文京区「文の京」自治基本条例）

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 略

六 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。

七～八 略

（事業者の権利）

第十四条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

（事業者の責務）

第十五条 事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域において他の主体と対話し、協働に努める。

2 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有する。

（※ 杉並区自治基本条例）

第六条 事業者は、第四条第一項に規定する権利を有し、地域社会の一員として、前条に規定する負担を分任する義務を果たすとともに、住環境に配

慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

(※ 川崎市自治基本条例)

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(※ 岸和田市自治基本条例)

(事業者の権利)

第6条 事業者は、自己の責任において的確に判断できるよう、市政に関する情報を知る権利を有する。

2 前項に規定する事業者の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。

2 事業者は、社会的な役割を自覚し、市民及び市と協働しながら地域との調和を図るよう努める。

(※ 四日市市自治基本条例（理念条例）)

(市民の責務)

第5条 略

2～3 略

4 事業者は、市民自治の実現に協力するとともに、その従業員たる市民が前条に規定する権利を行使しようとするときは、可能な限り便宜を図るよう努めるものとします。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 地域社会における各種団体の役割について検討すべき。
- ・ 事業者に対し、安易に義務を課することは、法人としての事業者の権利（幸福追求権、財産権）を侵害するおそれがある。
→ 社会通念上に妥当な程度の努力規定が望ましい。
- ・ 民間企業においては、「職員」でなく、「従業員」という言葉が使われる。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 事業者の定義を、「市内において事業活動を行うもの」とすること。
- ・

エ コミュニティ

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 組織の横の連携
- 失われたふれあい，助けあい社会づくり
- 自助，共助を主体に「個人力（創造性，生産性）」と「コミュニティ力」の強化・向上
- 地域で集まることのできる場所の確保
- コミュニティについて真剣に対応すべき
- 地域のコミュニティの重要性や役割

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ さぬき市自治基本条例)

(地域コミュニティ)

第3条 地域コミュニティとは、市民が互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として自主的に構成する地域社会の多様な集団及び組織をいう。

2 市民は、地域コミュニティの担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ コミュニティは団体にもなっていない人と人とのつながりであることから、権利・責務を定めることは難しく、市民の権利・責務の中で考えたらどうか。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ コミュニティの定義を、「市民が互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として、自主的に構成される多様な人と人とのつながり」とすること。
- ・

2-2 議会の役割、責務

(1) 議会の役割

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 議会の役割、行動の明確化
- 議会は最高の決定機関として、市民の声、ニーズに耳を傾ける必要があるのではないか。
- 住民代表の議員の役割と行政の関わりをどう規定していくのか。
- 地方自治法（第89条～第138条）
- 政策条例検討委員会の設置（平成16年6月）

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(議会の責務)

第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(区議会の基本的事項)

第二十条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び牽（けん）制する機能を有する。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民自治を確立するために必須となる役割を規定することとし、地方自治法に定められている各種の規定は、「広く市民に理解される、わかりやすい条例」にするため、重複を避け、記載しない方が良いのではないか。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めること。
- ・ 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査するとともに、市の重要事項の議決機能、条例制定機能、政策立案機能等を果たすこと。
- ・

(2) 議会の責務

《条例に盛り込みたい事項》

- 説明責任

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 宇都宮市議会広報紙『あなたと市議会』（昭和50年6月号から）
- 市議会傍聴規則
- ケーブルテレビ放映（平成6年12月定例会から）
- ホームページ（平成12年3月）

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(情報の共有と説明責任)

第二十二条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民自治を確立するために必須となる責務を規定することとし、地方自治法に定められている各種の規定は、「広く市民に理解される、わかりやすい条例」にするため、重複を避け、記載しない方が良いのではないかと。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 議会は、積極的に情報を提供することにより、市民との情報の共有を図るとともに、市民への説明責任を果たすこと。
- ・

(3) 議員の責務

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 議員の責務の明確化
- 宇都宮市議会議員の倫理に関する条例
- 結果責任の明確化
- 責務をどのように実践させるのか。

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(議員の責務)

第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民自治を確立するために必須となる責務を規定することとし、地方自治法に定められている各種の規定は、「広く市民に理解される、わかりやすい条例」にするため、重複を避け、記載しない方が良いのではないかな。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- ・

2-3 執行機関の役割、責務

(1) 執行機関の役割

《条例に盛り込みたい事項》

- 子ども，高齢者，外国人，障がい者等社会的弱者の自立助成，支援

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 行政がやらなければならないことの明確化
- 地方自治法（第138条の2～第202条の9）

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 豊田市まちづくり基本条例）

（市長等の責務）

第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を経営します。

2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民ニーズが多様化し、公共的活動（まちづくり）の範囲も拡大している中、執行機関が行うべき公共的活動に関する事務を明確化することは難しいのではないか。
- ・ 市民自治を確立するために必須となる役割を規定することとし、地方自治法に定められている各種の規定は、「広く市民に理解される、わかりやすい条例」にするため、重複を避け、記載しない方が良いのではないか。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 執行機関は、市の事務を誠実に管理し、執行すること。
- ・

(2) 執行機関の責務

《条例に盛り込みたい事項》

- 説明責任（透明性を高める。）

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(情報の共有と説明責任)

第二十七条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民自治を確立するために必須となる責務を規定することとし、地方自治法に定められている各種の規定は、「広く市民に理解される、わかりやすい条例」にするため、重複を避け、記載しない方が良いのではないかと。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、市民との情報の共有を図るとともに、市民への説明責任を果たすこと。
- ・

(3) 市長の責務

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(市長等の責務)

第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を經營します。

2 (略)

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民自治を確立するために必須となる責務を規定することとし、地方自治法に定められている各種の規定は、「広く市民に理解される、わかりやすい条例」にするため、重複を避け、記載しない方が良いのではないかと。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を執行すること。
- ・

(4) 職員の責務

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 行政職員の使命の明確化
- 市職員も市民の一人。まちづくりの専門スタッフとして予算確保，自己啓発，研修，公私にわたる交流の人的ネット

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(職員の責務)

第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。

3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・ 市民自治を確立するために必須となる責務を規定することとし、地方自治法に定められている各種の規定は、「広く市民に理解される、わかりやすい条例」にするため、重複を避け、記載しない方が良いのではないか。
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行すること。
- ・ 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行すること。
- ・

(5) その他

《条例に盛り込みたい事項》

- ボランティア，NPO支援

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 金銭面以外（ノウハウ等）の支援
- 受益と負担の費用分担の仕組みを定める。
- 自治基本条例を推進する意欲が必要
- 協働とは何かを行政自体が理解すること
- 個々の視点で作られた条例，計画を体系化して整理
- 責務をどのように実践させるのか。
- 結果責任の明確化（罰則を含む。）

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 豊田市まちづくり基本条例）

（共働の推進）

第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。

（※ 文京区「文の京」自治基本条例）

（地域の担い手の支援）

第十九条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・ 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民共働を推進するために必要な施策を講ずること。
- ・